

平成18年度高松市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2および高松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年高松市条例7号）第6条の規定に基づき、平成18年度の高松市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成19年9月28日

高松市長 大西 秀人

1 任免および職員数

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

（単位：人，平成18年度）

区分	採用	退職			昨年度採用	昨年度退職	
		定年	勸奨	自己都合その他			
一般行政職	事務	9	25	19	16	8	44
	福祉						
	司書						
	学芸員						
	文化財専門員						
	土木		4				4
	農業土木		3				3
	建築		5	2			4
	機械						
	電気			1	1		2
	化学						2
	農業			1			
	水産						
	園芸						
	造園						
保育士	9	3	13	3	4	22	
医師	11		1	6	9	13	
歯科医師						1	
薬剤師	1				1	2	
栄養士		2			1		
診療放射線技師							
臨床検査技師	1					2	
臨床工学技士							
理学療法士							
視能訓練士							

作業療法士	1	1				
言語聴覚士						
歯科衛生士						
あん摩マッサージ指圧師						
臨床心理士						
獣医師	3				1	1
保健師			1	1		
助産師	2					2
看護師	2	4	7	8	1	14
消防職員	13	14	5	3	11	7
技能職員	1	7	18	2	1	26
計	53	68	68	40	37	149

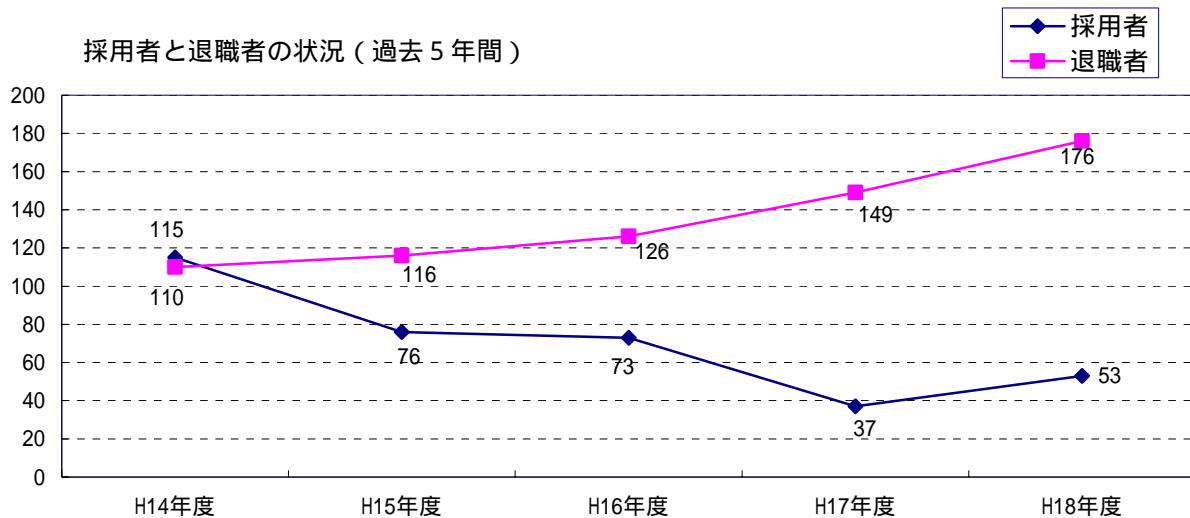
(注) 採用者については、市町合併による関係町等からの採用分を除く。

(2) 採用試験の実施状況 (平成 18 年度)

職種		申込者数	受験者数	1次合格	最終合格	実競争率	年齢上限
		(人)	(人)	者数(人)	者数(人)	(倍)	(歳)
大学卒	事務	350	297	50	24	12.4	29
	土木	15	13	7	4	3.3	29
	建築	6	6	4	3	2	29
	電気	5	5	3	1	5	29
	化学	3	2	1	1	2	29
	獣医師(6月)	2	2	2	2	1	39
	獣医師(9月)	3	2	2	1	2	39
	薬剤師	10	9	3	1	9	29
	消防	144	128	53	22	5.8	29
短大卒等	事務	19	19	7	2	9.5	25
	土木	4	1	1	1	1	25
	保育士	118	105	36	17	6.2	25
	保健師	38	33	9	2	16.5	29
	臨床検査技師	15	15	3	1	15	29
	理学療法士	5	5	4	2	2.5	29
	作業療法士	7	7	6	2	3.5	29
	看護師(6月)	1	1	1	-	-	35
	看護師(9月)	11	10	10	8	1.3	35

高校卒	事務	26	24	7	2	12	23
	消防職員	57	54	7	2	27	23
	技能職員	6	5	3	1	5	27
合計		845	743	219	99	7.5	

(注) 獣医師および看護師については、6月、9月の2回実施しました。



(注) 採用者については、市町合併による関係町等からの採用分を除く。

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人、各年4月1日現在)

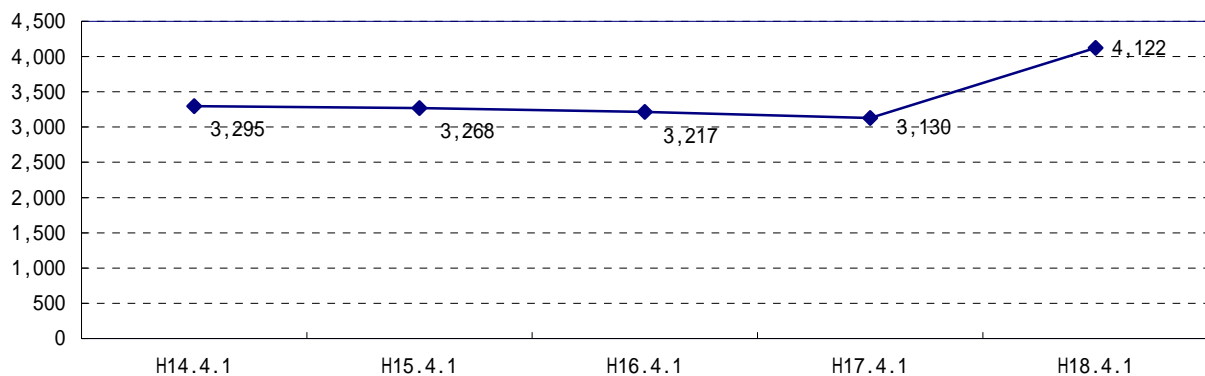
区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 17 年	平成 18 年		
一 般 行 政	議 会	18	20	2	【増要因】 地域包括支援センターの設置 22人 市町合併 478人 【減要因】 事務の効率化 4人 嘱託化 1人 事務・事業の縮小 4人
	総務企画	322 (2)	424 (1)	102	
	税 務	108 (1)	143	35	
	民 生	453	651 (5)	198	
	衛 生	282	437 (1)	155	
	労 働	4	4	0	
	農林水産	50 (2)	87 (2)	37	
	商 工	25	27	2	
	土 木	210	234 (1)	24	
	小 計	1,472 (5)	2,027 (10)	555	
行 特 政 別	教 育	499 (1)	641 (2)	142	【増要因】 市町合併 250人
	消 防	402	508	106	
	小 計	901 (1)	1,149 (2)	248	

公営企業等会計	病院	388	(3)	510	(1)	122	【増要因】 市町合併 195人 【減要因】 事務の外部委託化 5人
	水道	171		187		16	
	下水道	94		93		1	
	その他	104	(1)	156	(3)	52	
	小計	757	(4)	946	(4)	189	
合計		3,130	(10)	4,122	(16)	992	
高松広域派遣職員		67		0		67	
県派遣受入職員		4		6		2	
総合計		3,201	(10)	4,128	(16)	927	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いている。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

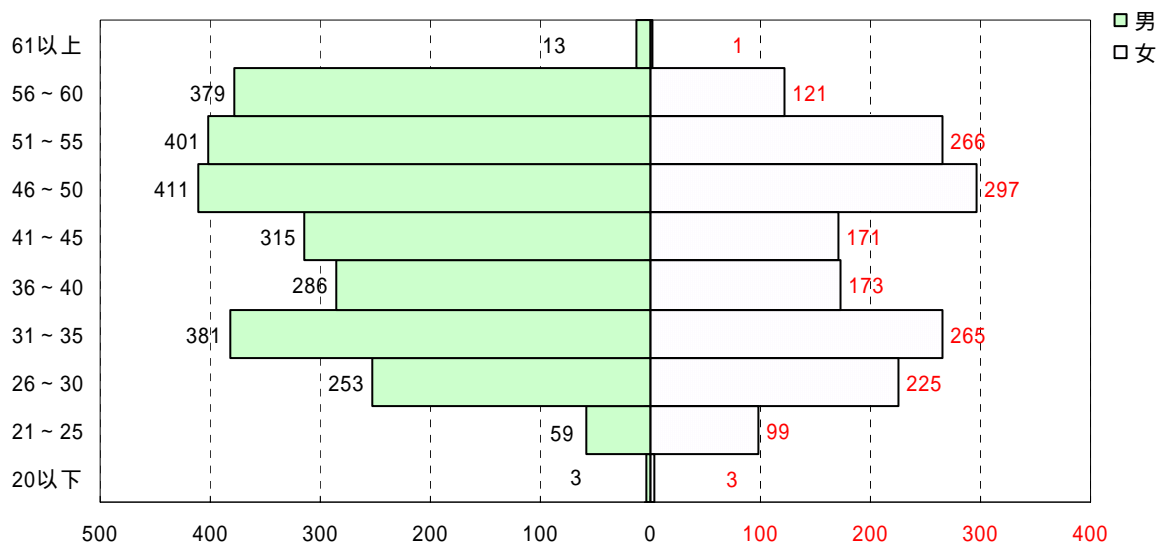
職員数の状況(過去5年間)



年齢別男女別職員構成

(平成18年4月1日現在)

性別	~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51~55	56~60	61~	総計
男	3	59	253	381	286	315	411	401	379	13	2,501
女	3	99	225	265	173	171	297	266	121	1	1,621
総計	6	158	478	646	459	486	708	667	500	14	4,122



(2) 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

定員適正化目標

計画期間内（平成 15～19 年度）に市長部門などの職員数を 170 人減員する。

定員適正化手法の概要

事務処理体制の見直しなどによる事務の効率化，外部委託化，嘱託職員などの配置，組織機構の統廃合，情報化の推進，事務・事業の縮小・廃止などを積極的に進め，計画の実現に向けて取り組む。

定員適正化計画の年次別進捗状況

（単位：人）

区 分	H14 年度 （計画前年）		H15 年度 （1 年目）		H16 年度 （2 年目）		H17 年度 （3 年目）		H18 年度 （4 年目）		（参考）数値目標	
	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減
市長部門 など	2,790	-	2,763	27	2,709	54	2,625	84	3,430	805	2,620	170
消防部門	404	-	405	1	406	1	402	4	508	106	431	27
水道部門	176	-	177	1	175	2	171	4	187	16	171	5
計	3,370	-	3,345	25	3,290	55	3,198	92	4,125	927	3,222	148
							合併町職員	1,064	-	0	1,064	
							合 計	4,262	-	4,125	137	

平成 17 年度の周辺 6 町との合併で，組織や職員数の枠組みが大きく変化したことなどにより，平成 19 年 7 月，新たな「職員数の適正化計画（平成 19～23 年度）」を策定。なお，表内「（参考）数値目標」は，前計画数値である。

2 給与

1 人件費の状況（普通会計決算）

（平成 17 年度）

住民基本台帳人口 H18.3.31 現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	16 年度の 人件費
42 万 1,132 人	1,456 億 851 万 2 千円	92 億 7,332 万 1 千円	308 億 6,470 万 4 千円	21.2%	246 億 417 万 6 千円

（注）1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものである。

2 人件費には議員報酬，各種委員報酬，特別職給与，共済費等を含む。

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

（平成 18 年度）

年度	職員数 A	給与費				1 人当り給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉	計 B	
17 年度	2,381 人 (6 人)	99 億 5,384 万 7 千円	16 億 9,746 万 8 千円	41 億 9,265 万 2 千円	158 億 4,396 万 7 千円	663 万 8 千円
18 年度	3,177 人 (12 人)	129 億 9,994 万 5 千円	21 億 2,324 万 4 千円	55 億 276 万 3 千円	206 億 2,595 万 2 千円	646 万 8 千円

（注）1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

3 () 内は，再任用短時間勤務職員であり，外書きである。

3 特記事項

近隣町との合併：平成 17 年 9 月 26 日 塩江町を編入

平成 18 年 1 月 10 日 牟礼町，庵治町，香川町，香南町，国分寺町を編入。

職員給料の削減：平成 17・18 年度の 2 年間，全職員の給料の月額を職務の級に応じて 2～5%減額。

4 職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況

（平成 18 年 4 月 1 日現在）

年度	一般行政職			技能職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
17 年度	34 万 8,585 円	40 万 6,077 円	42 歳 8 月	33 万 9,928 円	38 万 3,128 円	44 歳 9 月
18 年度	34 万 3,243 円	39 万 9,346 円	43 歳 3 月	32 万 3,292 円	36 万 4,768 円	45 歳 9 月

5 職員の初任給の状況

(平成18年4月1日現在)

区 分			高松市		国	
			初任給	採用2年経過日 給料額	初任給	採用2年経過日 給料額
一般行政職	大学卒	17年度	16万7,286円	18万712円	17万700円	18万4,400円
		18年度	16万6,796円	18万124円	17万200円	18万2,200円
一般行政職	高校卒	17年度	13万6,024円	14万5,530円	13万8,800円	14万8,500円
		18年度	13万5,632円	14万5,040円	13万8,400円	14万6,700円

(注) 高松市の額は、いずれも給料の減額後の額である。

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成18年4月1日現在)

区 分		経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
		17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度
一般行政職	大学卒	27万5,700円	26万9,496円	32万6,146円	31万9,824円	37万7,798円	36万8,233円
	高校卒	21万8,614円	21万5,992円	27万7,129円	26万5,360円	32万8,671円	30万9,115円
技能職	高校卒	21万5,034円	21万3,507円	24万4,216円	24万3,079円	31万1,467円	30万21円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

7 一般行政職の級別職員数の状況

(平成18年4月1日現在)

年度	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	計
17年度	職員数	10人	69人	135人	220人 (6人)	114人	270人	219人	243人	61人	25人	人	1,366人 (6人)
	構成比	0.7%	5.1%	9.9%	16.1% (100%)	8.3%	19.8%	16.0%	17.8%	4.5%	1.8%	%	100% (100%)
18年度	職員数	21人	68人	159人	324人 (12人)	175人	398人	353人	302人	58人	23人	2人	1,883人 (12人)
	構成比	1.1%	3.6%	8.5%	17.2% (100%)	9.3%	21.1%	18.8%	16.0%	3.1%	1.2%	0.1%	100% (100%)

(注) 1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。なお、19年度については、
国に準じた給与構造の改革を実施しており、9級制を採用している。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

8 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当，退職手当

区 分	高 松 市			国		
期末手当 勤勉手当	(平成18年度支給割合)			(平成18年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.4月分 (0.75月分)	0.725月分 (0.35月分)	6月期	1.4月分 (0.75月分)	0.71月分 (0.35月分)
	12月期	1.6月分 (0.85月分)	0.725月分 (0.4月分)	12月期	1.6月分 (0.85月分)	0.71月分 (0.4月分)
	計	3月分 (1.6月分)	1.45月分 (0.75月分)	計	3月分 (1.6月分)	1.42月分 (0.75月分)
	職制上の段階，職務の級等による加算措置 有			職制上の段階，職務の級等による加算措置 有		

区 分		高 松 市		国		
退職手当	(支給率)	年度	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	17年度	21.0月分	32.76月分	21.0月分	27.3月分
		18年度	21.0月分	32.76月分	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	17年度	33.75月分	42.12月分	33.75月分	42.12月分
		18年度	33.75月分	42.12月分	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	17年度	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
		18年度	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	17年度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
		18年度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
	その他加算措置	17年度	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・定年前早期退職臨時特例措置 対象者を限定し特例措置に 12%割増，最高30%加算(14 年度~17年度)		・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
		18年度	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
	退職時特別昇給	17年度	無		無	
		18年度	無		無	

1人当たり 平均支給額	17年度	430万5千円	2,795万8千円	
	18年度	482万8千円	2,639万1千円	

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 扶養手当，住居手当，通勤手当

(平成18年4月1日現在)

区分	摘要	高松市	国
扶養手当	・配偶者	1万3,000円	1万3,000円
	・配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	各6,000円	各6,000円
	・扶養親族でない配偶者を有する場合1人目	6,500円	6,500円
	・配偶者がいない場合1人目	1万1,000円	1万1,000円
	・その他	各5,000円	各5,000円
	・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	各5,000円加算	各5,000円加算
住居手当	・最高支給限度額	3万200円	2万7,000円
通勤手当	・最高支給限度額	運賃相当額	5万5,000円

(3) 特殊勤務手当

特殊勤務 手 当 (18年4月)	職員全体に占める手当支給職員の割合		49.5%
	手当の種類(手当数)		34
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間看護手当
		多くの職員に支給されている手当	夜間特殊業務手当

9 特別職の報酬等の状況

(平成18年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	市長	103万3千円	
	助役	84万4千円	
	収入役	73万8千円	
報酬	議長	72万7千円	
	副議長	64万7千円	
	議員	60万8千円	
期末手当	市長	6月期	1.6月分
	助役	12月期	1.75月分
	収入役	計	3.35月分
手当	議長	6月期	1.6月分
	副議長	12月期	1.75月分
	議員	計	3.35月分

(注) 給料の月額等は、いずれも給料の減額(市長：約7%，助役：約6%，収入役：約5%)後の額である。

3 勤務時間その他の勤務条件

1 勤務時間 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

開始時刻	午前 8 時 30 分
終了時刻	午後 5 時 15 分
週休日	土曜日, 日曜日
1 週間の正規の勤務時間	40 時間

(注) 職場等により, 上記と異なる場合があります。

2 その他の勤務条件

(1) 休暇 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給
年次有給休暇 一人当たりの平均取得状況 (平成 18 年) 11 日 4 時間			
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 3 年	有給
		私傷病の場合 180 日	
病気休暇 取得人数 (平成 18 年度) 445 人			
介護休暇			無給
介護休暇 取得状況人数 (平成 18 年度) 8 人			
特別休暇 (主なもの)	女性職員の出産	産前8週間 (多胎妊娠の場合にあっては, 14週間) ・産後8週間	有給
	男性職員の配偶者の出産	2日	
	職員の結婚	7日以内	
	忌引	配偶者が死亡した場合 (10日以内) 父母または養父母が死亡した場合 (血族...7日以内, 姻族...5日以内) 等	

(2) 育児休業制度 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

種類	事由	期間	給料
育児休業	3 歳に満たない子を養育する職員	子が 3 歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で, 職員の託児の態様, 通勤の状況等から必要とされる時間	無給
新たに育児休業を取得した職員 (平成 18 年度) 女性 53 人			

4 分限および懲戒処分

1 分限処分の状況

(平成 18 年度)

内 容	人 数	処分事由	根拠 (地方公務員法)
休職	27 人	心身の故障	第 28 条第 2 項第 1 号

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況

(平成 18 年度)

内 容	人 数	処分事由	根拠 (地方公務員法)
免職	0 人	-	-
停職	2 人	法令違反または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	第 29 条第 1 項第 1 号 " 第 3 号
減給	1 人	法令違反または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	第 29 条第 1 項第 1 号 " 第 3 号
戒告	1 人	法令違反または職務上の義務違反	第 29 条第 1 項第 1 号 " 第 2 号

5 服 務

営利企業等従事許可の状況 (平成 18 年度) 23 件

(内訳)

・ホームレスの実態に関する調査員に国から任命されたことに伴う許可	14 件
・消防団員に消防団が任命したことに伴う許可等	4 件
・その他	5 件

6 研修および勤務成績の評定

研 修 名	期 間	受講人数 (人)
-------	-----	-------------

【自主研修】

	放送大学講座	6 か月	4
	大学公開講座受講助成		2
	香川大学大学院地域マネジメント研究科 入学助成	2 年間	1
自主研修合計			7

【職場研修】

	職場研修実施助成	11 職場（4 口座）	-
	スキルアップ研修（市民接遇）	合併町支所	140
	スキルアップ研修（パワーポイント）	全職場	38
	スキルアップ研修（アクセス）	全職場	72
	スキルアップ研修（コーチング）	全職場	11
職場研修合計			261

【職場外研修】

【一般研修】	新規採用職員第 部研修（一般行政）	9 日間	5	
	新規採用職員第 部（後期）研修	4 日間	5	
	新規採用職員第 部研修（専門）	4 日間	19	
	新規採用職員第 部研修（消防）	2 日間	13	
	新規採用職員第 部研修（一般行政）	3 日間	5	
	新規採用職員第 部 （老人福祉施設派遣）研修	2 日間	5	
	新規採用職員第 部研修（一般行政以外）	2 日間	33	
	一般職員第 部研修	2 日間	6	
	一般職員第 部（企業体験）研修	3 日間	6	
	一般職員第 部研修	2 日間	29	
	一般職員第 部研修	2 日間×2 回	69	
	係長級職員研修	3 日間	43	
	管理職員研修	2 時間	140	
	専門職員研修	2 日間	39	
	支所研修	1.5 時間×18 回	353	
	一般研修合計			770
	【特別研修】	意思決定能力開発研修	2 日間	34
パワーハラスメント研修		2.5 時間	83	
手話技術研修		3 時間×3 回	10	
メンタルタフネス研修		3 時間	40	
衛生管理研修		1.5 時間	152	
安全管理研修		1.5 時間	97	
退職準備研修		1 日間×2 回	102	
教養講演会		1 時間半	180	
特別研修合計			698	
【派遣研修】	海外派遣研修（市町等職員）	11 日間	2	
	全国市町村国際文化研修所 （国際総合Cコース）	31 日間	1	
	全国市町村国際文化研修所（中国派遣コース）研修	11 日間	1	
	自治大学校（第2部課程）	72 日間	1	
	市町村職員中央研修所研修	4 日間～10 日間	35	
	全国市町村国際文化研修所研修	3 日間～9 日間	13	
	香川縣市町村振興協会	1 日間～3 日間	169	
	八市管理職員研修	1 日間	15	
	防火管理者講習会（再講習会含む）	半日～2 日間	32	
	四国地区管理監督者研修	3 日間	1	
	異業種交流による若手・中堅・管理職研修	3 日間	2	
	ライフプランセミナー	1 日間×2 回	18	
	部長・部次長級職員先進都市実務派遣研修	2 日間～3 日間	6	
	高松市企業代表者懇談会	1 日間	9	

	その他の長期派遣研修	5日間以上	26
	派遣研修合計		287
	職場外研修合計		1,755
	総合計		2,023

2 勤務成績の評定

(1) 勤務成績の評定制度の概要

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

実施日	12月1日			
対象者	職種	全職種(医師を除く。)		
	職位	課長級以下の職員		
評定者		(第一評定者)	(第二評定者)	(最終評定者)
	課長級		部次長	部長
	課長補佐級	課長	部次長	部長
	係長級	課長補佐	課長	部次長
一般職員	係長	課長補佐	課長	

(2) 勤務成績の評定結果の活用

勤務成績の評定結果は昇任・昇格や人事異動等の参考にしています。

7 福祉および利益の保護

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません(地方公務員法第42条)。

また、共済制度は、職員またはその被扶養者の事故(病気、負傷、出産、死亡、災害等)に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり(同法第43条第1項)、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合(学校職員については、公立学校共済組合)が制度を運用、実施しています。

このほか、職員は、(財)香川県市町村職員互助会および高松市職員共済会に、また、商品供給事業や取次事業などを実施している高松市職員消費生活協同組合に加入しています。

福利厚生の状況(平成18年4月1日現在)

区分	内容
職員の保健等に関する事	職員健康診断 平成18年度決算額 38,266,204円
	・一般定期検診 平成18年度受診者数 332人

区分	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック 平成 18 年度受診者数 1,639 人 ・V D T 検診 平成 18 年度受診者数 114 人 健康・悩みごと相談 平成 18 年度決算額 24,500 円 平成 18 年度相談件数 11 件
香川縣市町村職員共済組合 (学校職員については、公立学校共済組合)	短期給付 公務外の病気やケガの治療，出産，死亡，休業，災害時の給付 長期給付 退職共済年金，障害共済年金・一時金，遺族共済年金 福祉事業 保健事業（健康診断助成，保養宿泊施設利用助成など），宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成），貯金事業（普通貯金の受入れ），貸付事業（普通貸付，住宅貸付，災害貸付，医療貸付，入学・修学貸付など）
高松市職員共済会	平成 18 年度事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・給付事業（結婚給付，弔慰給付など） ・貸付事業（生活資金貸付，住宅整備資金貸付など） ・保健事業（人間ドック費用助成，インフルエンザ予防接種費用助成など） ・レクリエーション事業（芸術鑑賞・スポーツ観戦補助など）
香川縣市町村職員互助会	平成 18 年度事業内容 保健関係（人間ドック助成，妊婦検診助成） 給付関係（入学祝金，死亡一時金など）

2 公務災害補償

地方公共団体は，職員が公務上または通勤途上で負傷，疾病，死亡等の災害を受けた場合は，その者またはその者の遺族もしくは被扶養者に対し，損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき，専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成 18 年度）

公務災害	通勤災害	計
31 件	4 件	35 件

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、に給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは不服申立てをすることができます（同法第 49 条の 2 第 1 項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

H17 年度末継続件数	H18 年度内要求件数	H18 年度内処理件数	H18 年度末継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

H17 年度末継続件数	H18 年度内要求件数	H18 年度内処理件数	H18 年度末継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件